

太陽グラントソントン Advisory Insights

ベンチャーサポート&アカウンティングアドバイザー

今回のテーマ： **管理体制面に係るIPO準備の全体像**

はじめに

本記事では、IPOを目指す企業（主にスタートアップ企業）が準備を始めてからIPOを実現する前に、管理体制面において対応すべき一般的な項目や、対応スケジュールの全体像をお示しします。詳細については、項目ごとに今後のAdvisory InsightsのIPO関連テーマ回順次解説していく予定です。なお、本文中意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添えさせていただきます。

1. IPOと審査基準像

IPOとは、「Initial（はじめて）Public（公での）Offering（売り物）」の略で、新規上場株式、または新規公開株等と表現されます。非上場企業では、株主は創業オーナーや役員、ベンチャー・キャピタル等を含む少数株主で構成されることが多いですが、IPOによって証券取引所に株式を売り出し、不特定多数の一般投資家が株主となることができるようになります。

プライベートカンパニー（少数のオーナーの会社）から、パブリックカンパニー（潜在株主を含む不特定多数の投資家や他のステークホルダーの会社）になるために、IPOの過程では株式が売買される証券取引所が求める様々なハードル（審査基準）をクリアすることが求められます。そこには、将来の企業の業績に係る内容や、企業の管理体制面に関する内容が含まれています。

具体的には「一定の株主数を満たす、一定の流通株式数を満たす、監査法人等による財務諸表監査を受けている」等の定量的に満たすべき審査基準（形式審査基準）に加え、以下のような定性的・実質的な審査基準（実質審査基準）を満たすことが求められています。なお、本記事では、日本の株式市場において最も上場する企業の多い東京証券取引所のグロース市場を前提としております。

（1） 企業内容、リスク情報等の開示の適切性

企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあること。

（2） 企業経営の健全性

事業を公正かつ忠実に遂行していること。

（3） 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること。

（4） 事業計画の合理性

相応に合理的な事業計画を策定しており、当該事業計画を遂行するために必要な事業基盤を整備していること又は整備する合理的な見込みのあること。

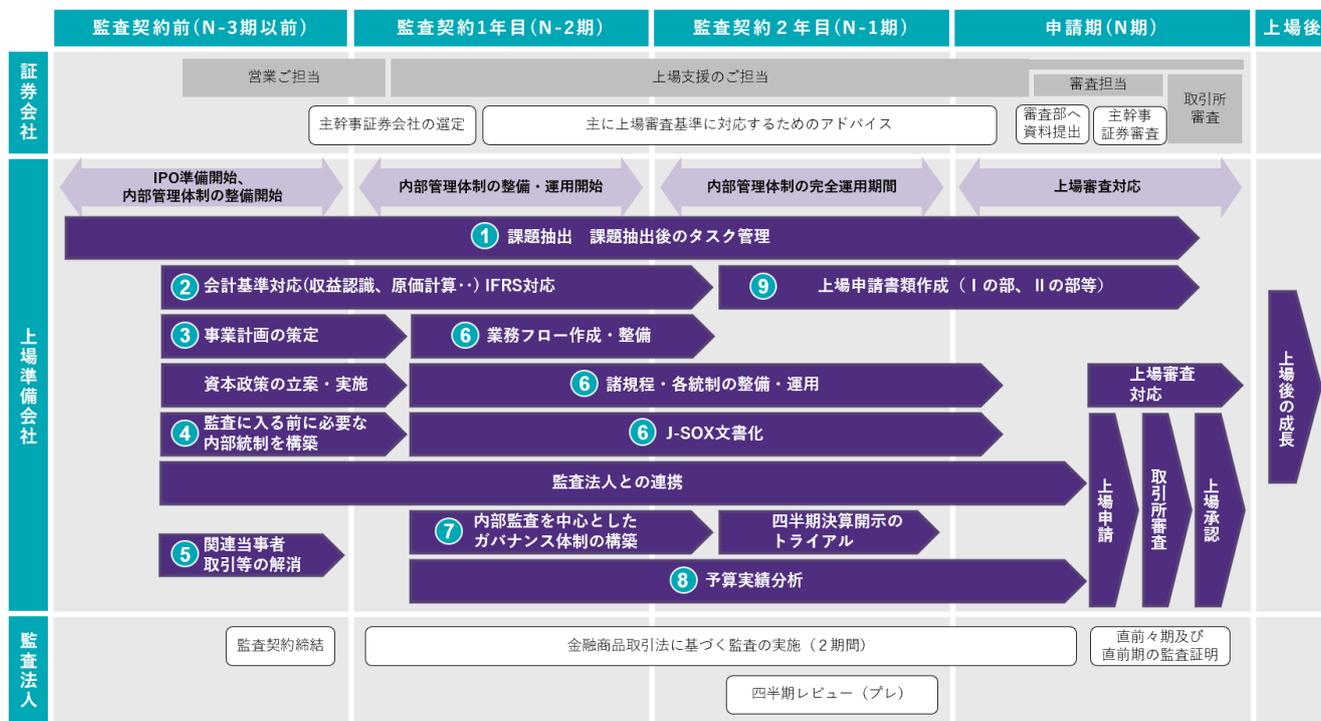
（5） その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項

出所：日本取引所グループHP

2. 管理体制面におけるIPO準備の全体像

本記事では、実質審査基準における管理体制面のなかで、会計ファームとしての目線から主に会計・内部統制・監査に関連する上場準備にむけての必須対応事項の全体像について解説します。今後のAdvisory InsightsのIPO関連稿で、各項目について詳細な説明をしていくことを予定しておりますので、そちらも是非ご覧ください。

上場準備においては、多岐にわたりがつ専門的な課題（証券取引所・資本市場からの要求）にこたえる必要があります。弊社は、一般的な管理体制面の要対応事項を以下のように整理しています。



3. 各項目の概説(番号は上図と対応)

- ① 課題抽出(クイックレビュー・ショートレビュー)**
 IPOを目指すにあたり、最初に実施すべき課題の洗い出し調査です。基本的には、将来監査を担当する監査法人が実施し、主に会計・内部統制に係るIPO(会計監査)に向けた課題を洗い出します。
- ② 会計基準対応**
 クイックレビューで洗い出された課題について、会計基準に準拠し会計方針を決定していきます。準備の初期段階では、税務会計で決算書を作成しているケースが多く、会計基準(一般に公正妥当と認められた会計原則=GAAP)に準拠した決算書に組み替える必要があります。収益認識基準への対応、適切な原価計算の実施、税効果会計や固定資産の減損会計等、各種会計基準に対応することが求められ、財務・会計に一定の知見のある人材が内部に必要となります。
- ③ 事業計画の策定**
 自社の事業の中身や数値計画について説明する資料で、IPO準備段階での資金調達、IPO時の投資家への説明・開示、上場時のValuation予測等にも利用されます。また、会計基準対応において事業計画を基礎とする項目も存在します。
- ④ 監査に入る前に必要な内部統制の構築**
 内部統制を直前前期の期首までに完璧に整備・運用する必要はありません。しかし、会計監査は、決算書を作成する過程での会社自身のチェック機構(≒内部統制)を前提としているため、基礎的な内部統制については監査の前段階で整備・運用されていることが重要となります。

- ⑤ 関連当事者取引
会社と、会社との関係性が深い主要株主、役員、役員が保有する会社等との取引です。関連当事者取引は、取引の経済合理性を説明することが難しいケースが多いことから、IPO準備にあたっては原則解消することが求められます。解消に資金や時間がかかる取引もあるため、早期に関連当事者取引の有無を把握し、存在する場合には解消に向けた取り組みを検討することが重要です。
- ⑥ 各種規程類の整備・運用、J-SOX対応
企業の成長等に伴い、組織や業務が変化するため、当該変化に対応しながら各種規程類を整備し、業務フローを確立していきます。
また、内部統制報告制度に対応するため、財務報告に係る内部統制に関する必要な文書化を行います。具体的には、内部統制の以下の要素の評価範囲を決定し、決定した範囲の内部統制について文書化していきます。文書化の過程で追加的に整備すべき内部統制が発見されることもあります。
- (ア)全社的な内部統制（全社的な決算財務報告プロセスに係る内部統制を含む）
(イ)業務プロセスに係る内部統制
(ウ)IT全般統制（ITGC）
(エ)決算財務報告プロセスに係る内部統制
- ⑦ ガバナンス体制の構築
適切な企業統治（コーポレート・ガバナンス）の仕組みを整えるため、株主総会、取締役会、監査役会、内部監査制度等の会社の機関設計や組織設計及び各種機関等の構成員の選任を行います。コーポレート・ガバナンスは、パブリックカンパニーとして会社が健全に運営されていることを担保するための重要な仕組みとなります。
- ⑧ 予算実績差異分析
年間の事業計画（数値計画）を月次展開した月次予算に対して、毎月の実績数値との差異を把握し、原因分析及びアクションプランの設定を行います。予算実績差異分析は、月次決算を早期に経営に活かす仕組みであるとともに、IPO後には証券取引所の求める適時開示を行うための基礎となります。

おわりに

本記事では、会計ファームの目線からIPO準備における（主に管理面の）必要対応事項の全体像を俯瞰してみました。今後のAdvisory InsightsのIPO関連記事においては、本記事で概説した具体的な対応事項について詳述していく予定です。少しでもIPO準備会社様や、成長を目指して組織を設計される会社様の参考になれば幸いです。

以上